

監視専門調査会におけるこれまでの議論の整理  
(防災・復興における男女共同参画の推進)

- ◎ 監視専門調査会におけるこれまでの議論を以下のとおり整理。専門調査会の意見において表明すべき認識や今後の取組を求める事項について、有識者・関係府省ヒアリング等も振り返りつつ、意見において取り上げる要否も含めて更にご議論いただくことを期待。

1. 基本的な考え方

○ 東日本大震災への対応の教訓も踏まえて、防災・復興分野において男女共同参画を進める際の基本的な考え方をどのように捉えるか。

- 東日本大震災の対応において男女共同参画に係る問題（防災・震災対応に女性に対する配慮が欠けている。固定的性別役割分担が更に強化された。意思決定の場に女性の参画が少ない。）が顕在化したと言えるのではないか。
- 防災・復興に関して、女性を、要援護者ではなく、主体的に活動する復興・防災の担い手として位置づけるべきではないか。
- 地域における防災・復興施策には、生活者の多様な視点を反映することが必要であり、あらゆる面に女性の視点を取り入れることが、子ども、高齢者、障害者など他のグループへの対応も含めて災害に強い社会づくりにもつながるという認識をもつべきではないか。

【有識者ヒアリングでの意見】

- 固定的性別役割分担意識に基づく日常的な慣行が変わらないと、災害時に男女共同参画の視点を反映した対応をとることができない。平時における男女共同参画の更なる推進が必要。

2. 防災・復興に係る政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大

- 第3次男女共同参画基本計画において、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する旨が、また、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）においては、男女共同参画の観点から復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する旨が、それぞれ記載されているところ。

- ー 防災基本計画（平成 24 年 9 月 6 日中央防災会議決定）においては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある旨が記載されているところ。
- ー 災害対策基本法の改正（平成 24 年 6 月）において、地方防災会議の構成員に女性を含む多様な主体の参画を促進するための規定が盛り込まれるなど、防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するための動きもみられるところ。

### (1) 国及び地方公共団体における合議制機関等への女性の参画の拡大

○ 第 3 次男女共同参画基本計画、「東日本大震災からの復興の基本方針」等を踏まえ、国や地方公共団体における防災・復興関係の各種会議についてどのような取組が求められるか。

- 地方防災会議への女性委員の参画状況について、継続的にフォローアップし、これを公表していくことが必要ではないか。
- 地方防災会議の委員・専門委員の任命に際して、「学識経験のある者」を柔軟に解釈し、学術研究に関わりを有する者のみにとらわれずに、生活者の視点が幅広く反映されるような人選を促すべきではないか。
- 地方防災会議への女性の参画の拡大を引き続き促すとともに、当該会議の下に設けられる部会等を活用したり、住民との意見交換会を実施するなど、女性の参画拡大や意見反映のための多様な取組が求められるのではないか。
- 地方防災会議（下部組織を含む。）や、防災・復興に関して地方公共団体が設置・開催する各種会議の委員の選定に際しては、例えば、男女共同参画センター・女性センター、男女共同参画に関する活動を行っている N P O 等に推薦を求めるなど、男女共同参画に日頃から取り組む女性の参画が一層促進されるよう促すべきではないか。

## (2) 国及び地方公共団体の防災・復興関連部局における女性の参画の拡大

- 第3次男女共同参画基本計画、「東日本大震災からの復興の基本方針」等を踏まえ、防災・復興に係る政策・方針決定に当たる国や地方公共団体の関連部局に女性の参画を一層促進するためにどのような取組が求められるか。

## (3) 被災者支援等の活動に当たる関係女性職員等への支援

- 防災活動や被災者支援等の現場で女性職員（消防職員、警察官、自衛官等）の役割・活動への期待が高まっているところ、それら女性職員に関してどのような取組が求められるか。

- 防災活動の現場や、災害発生時の被災者支援等では、男女共同参画の意識の高まりや女性に固有のニーズへの対応の必要性から、女性職員が欠かせなくなっているのではないか。
- そのような場面で女性職員が十全に役割を果たすためには、以下のような取組が必要ではないか。
  - ① 女性の消防職員、警察官、自衛官等の採用・定着促進、防災や災害対応に係る研修・訓練
  - ② 災害対応に当たる職員の子どもを預かる託児所等の整備など、男女問わず災害対応に当たる公務員の子育て・介護支援
  - ③ 現場における防災・災害対応をする女性の消防職員、警察官、自衛官の更なる参画拡大

## 3. 防災・復興に係る施策への男女共同参画の視点の導入等

## (1) 男女共同参画基本計画等における防災・復興分野の組込み

- 第3次男女共同参画計画における第14分野(4)の記述と東日本大震災への対応等を踏まえ、次期基本計画における当該分野の取扱いを検討する際に留意すべき点は何か。地方公共団体の男女共同参画計画において期待されることは何か。

(2) 防災・復興に係る各種の計画、指針・マニュアル等における男女共同参画の視点の導入

○ 防災・復興に係る施策・計画、それらに基づき策定される各種の指針・マニュアルに男女共同参画の視点を取り入れるために、どのような取組が求められるか。(各種会議や関係部局における女性の参画拡大については前述)

- 女性の視点を取り入れた防災訓練の実施や、女性と防災をテーマとしたワークショップの開催など、平時から男女共同参画の視点からの防災に関する知識の普及、学習・訓練機会の拡充を図ることを促すべきではないか。
- 地方における防災・復興と男女共同参画に対する認識は様々であるので、国は、地域における好事例の情報など、防災・復興と男女共同参画に関する情報を継続的に提供すべきではないか。

【有識者ヒアリングでの意見】

- 内閣府男女共同参画局において現在作成中の「男女共同参画の視点からの震災対応マニュアル」を具体的取組として評価。完成後は、①ウェブサイトでの公表、②地方公共団体等への配布・説明会の実施等を通じて、万が一の際に実践に移せるように周知すべきではないか。
- 地方公共団体に対して、上記マニュアルの内容を踏まえて、各地域のマニュアル等の作成、職員等に対する研修、地域住民参加による防災訓練の実施等の取組を求めるべきではないか。

(3) 男女共同参画センター・女性センターの役割、地域との連携

○ 災害時に男女共同参画センター・女性センターが強みを生かしつつその機能を十分に果たすことを可能にするため、どのような取組が求められるか。  
○ 災害対応時における行政と地域・民間団体の役割分担、連携の在り方はいかにあるべきか。

- 男女共同参画センター等を地域の防災計画等において災害対応のための役割を持つ機関として位置づけるなど、男女共同参画センターが持つ機能や強みを災害時にも十分に果たすことが可能となるよう取組を求めるべきではないか。

- 災害時には地方公共団体の機能が低下してしまうこともあるため、円滑な災害対応のためには、行政だけではなくNPO、地縁団体、被災地以外の団体等の多様な主体同士の連携が不可欠。①行政と民間団体との役割分担をあらかじめ決めておくこと、②被災地以外の地域の団体との連携の在り方等を含めた対応方策を講じておくことなど、連携関係の構築に向けた取組を求めるべきではないか。

#### 【有識者ヒアリングでの意見】

- 東日本大震災において積極的に活動できた男女共同参画センターの条件は、①設置者に対してセンターの主体性が確保されていた、②センター職員の判断力が養われていた、③地域の社会資源との連携・協働の蓄積があったこと。平時から準備しておくべきことは、①センター自体の組織基盤の強化（設置者との調整、職員のパワーアップ）、②地域の社会資源との連携強化、③ジェンダー視点からのコミュニティ開発事業の開発・実施。
- 地域の防災計画等の中に男女共同参画センターを位置づける場合について、避難所として機能させるためには、センターに十分なスタッフが配置され、スペースが確保されている必要があり、慎重な検討が必要。十分なスペースが確保されていない場合には施設・場所としてではなくソフト（役割・機能）を位置づけることも考えられる。センターの位置づけが全くなされていないと、災害時にセンターの施設・職員が「場当たりの」に使われてしまうおそれがある。

#### (4) 男女共同参画の視点に立った避難所・仮設住宅等の運営

- 避難所、仮設住宅及び防災拠点等の運営に男女共同参画の視点を取り入れるために、どのような取組が求められるか。

- 仮設住宅におけるコミュニティの再生にあたり、コミュニティの維持・再生能力にたけている女性がより一層参画できるような取組が必要ではないか。
- 福祉避難所・福祉施設において、24時間体制で要援護者の支援を行うことができるよう、全国的な支援のためのネットワークの構築に向けた取組を求めるべきではないか。特に、平常時では通所が原則になっている障害者に対する支援については、24時間の対応が必要になる避難所での生活も念頭に置きつつ、専門性のある人材の確保の必要があるのではないか。

- 災害救助法に基づく食品の給与における現物給付の原則については、東日本大震災において顕在化した問題を踏まえて、災害法制全体の見直しの中で、より柔軟な運用が可能となるよう引き続きその在り方を検討する必要があるのではないか。

【有識者ヒアリングでの意見】

- 要援護者の避難支援、避難所の生活環境確保等のガイドライン等の策定に際しては、①女性を含めた避難者のニーズを把握する仕組み、②女性を避難所運営の責任者に加えるといった男女共同参画の視点を盛り込むべき。
- 避難所、仮設住宅の運営においては、性犯罪や配偶者暴力の防止等の防犯対策を講じることが必要。

#### 4. 被災者支援・復興の局面における男女共同参画の推進

##### (1) 被災地における女性の雇用確保・起業支援

○ 被災地における女性の雇用確保、起業支援のために、どのような取組が求められるか。

- 雇用のミスマッチや応急仮設住宅への入居により近隣に仕事がないなどの被災地の女性が置かれた状況を支援するため、雇用創出基金事業等の取組が行われていることは評価。
- これまでの取組による実績や被災地のニーズも踏まえつつ、引き続き、被災地の女性の雇用機会確保や起業活動支援に取り組むべきではないか。

【有識者ヒアリングでの意見】

- 行政や支援団体にパイプを持たずに草の根で活動している団体や、メディアで報じられる機会が少なくとも真に支援を必要としている地域にも、適切なリソースが届くように留意すべき。

## (2) 復興まちづくり等における男女共同参画の推進

- 復興まちづくりに男女共同参画の視点を取り入れるために、どのような取組が求められるか。
- 広域避難者を含む避難者に対する支援策について、男女共同参画の視点からはどのような取組が考えられるか。
- 災害時における被災者等への各種の金銭の給付（災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等）に関して男女共同参画の視点から提起されている課題について、どのような取組が求められるか。

- 「復興への提言」（平成 23 年 6 月 25 日東日本大震災復興構想会議）においては、復興事業においては住民意見を集約し行政に反映するシステム作りが不可欠であり、集約にあたっては女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の意見も適切に反映させ、将来世代にも十分配慮する必要がある旨が記載されているところ。
- 「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、以下の記載がされているところ。
  - ・ 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。
  - ・ まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。
- 地方公共団体に対し、復興まちづくりに際しては、認定こども園の整備など、共働きを希望する若い世代も地域で生活ができるまちづくりという視点が必要ではないか。
- 広域避難している被災者にもニーズを聞き、長期的な支援をしていくことが必要ではないか。

## (3) 被災地における悩み・暴力相談事業

- 被災地における悩み・暴力相談事業の今後の在り方をどのように考えるか。

## 【有識者ヒアリングでの意見】

- 東日本大震災後、内閣府男女共同参画局が被災自治体等と協働して、被災地の女性の避難生活等における不安・悩み・ストレスや、女性に対する暴力に対応するための相談事業を実施したことは評価。相談員やその所属する団体同士のネットワークの構築につながるなど非常に有益であったことも踏まえると、被災地における悩み・暴力相談事業は今後も継続して実施していくべきではないか。
- 悩みを一人で抱えたまま我慢しているケースには相談員が応急仮設住宅等に出向き話のきっかけを作りながら相談に応じるなどという手法が有効であったように、地域の実情に照らした取組を継続する必要があるのではないか。

## 5. 国際的な防災協力における男女共同参画

- 国際的な防災協力における男女共同参画を進めるに当たり、今後求められる考え方や取組は何か。